

議第342号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京都市長 門川大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中

法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項前段において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000	を
法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項前段において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000	に、
法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000	
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000	を
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000	

法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000	に、「法第55条
---	---------	----------

第3項各号の規定に基づく建築物の高さの」を「法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に、

法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000	を
--	--------	---

法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000	に、「法第59条
法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000	

第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの」を「法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの」を「法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの」を「法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「既存の建築物を除く」を「法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改める。

	17,000 ^円
--	---------------------

別表第9備考以外の部分中			18,000	に改め、同表備考
			32,000	
			56,000	
			102,000	
		を	154,000	
			273,000	
			465,000	
			820,000	
		円	86,000	
		」	」	

2中「計算」を「評価」に改める。

別表第10(2)の項中			17,000	に改め、同表備考2(2)イ中
			18,000	
			32,000	
			56,000	
		を	102,000	
			154,000	
			273,000	
			465,000	
			820,000	
		」	」	

「基準省令第10条第1号イ(2)」を「住宅部分にあっては基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)、非住宅部分にあっては同条第1号イ(2)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中別表第1の改正規定は令和5年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の規定に基づく事務等に係る手数料を定める等の必要があるの
で提案する。